

# 第5次沖縄県国土利用計画の概要

沖縄県企画部  
土地対策課  
【平成30年3月】

## ○国土利用計画の概要(全国計画、都道府県計画、市町村計画)

### 1. 国土利用計画の性格と役割

国土利用計画は、国土利用計画法第2条に示す国土利用の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるもので、国土の利用に関する最も基本的な計画である。

同計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成されており、都道府県計画は全国計画を基本とし、市町村計画は都道府県計画を基本とする。

(次頁「国土利用計画の体系図」参照)

### 2. 計画の策定事項(国土利用計画法施行令第1条)

- (1) 国土の利用に関する基本構想
  - ア. 国土利用の基本方針
  - イ. 地域類型別の国土利用の基本方向
  - ウ. 利用区分別の国土利用の基本方向
- (2) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要  
(7区分:農地、森林、原野等、水面等、道路、宅地、その他)
- (3) 上記(2)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要  
(国土の保全と安全性の確保、持続可能な国土の管理 等)

### 3. 第5次県計画策定の経緯

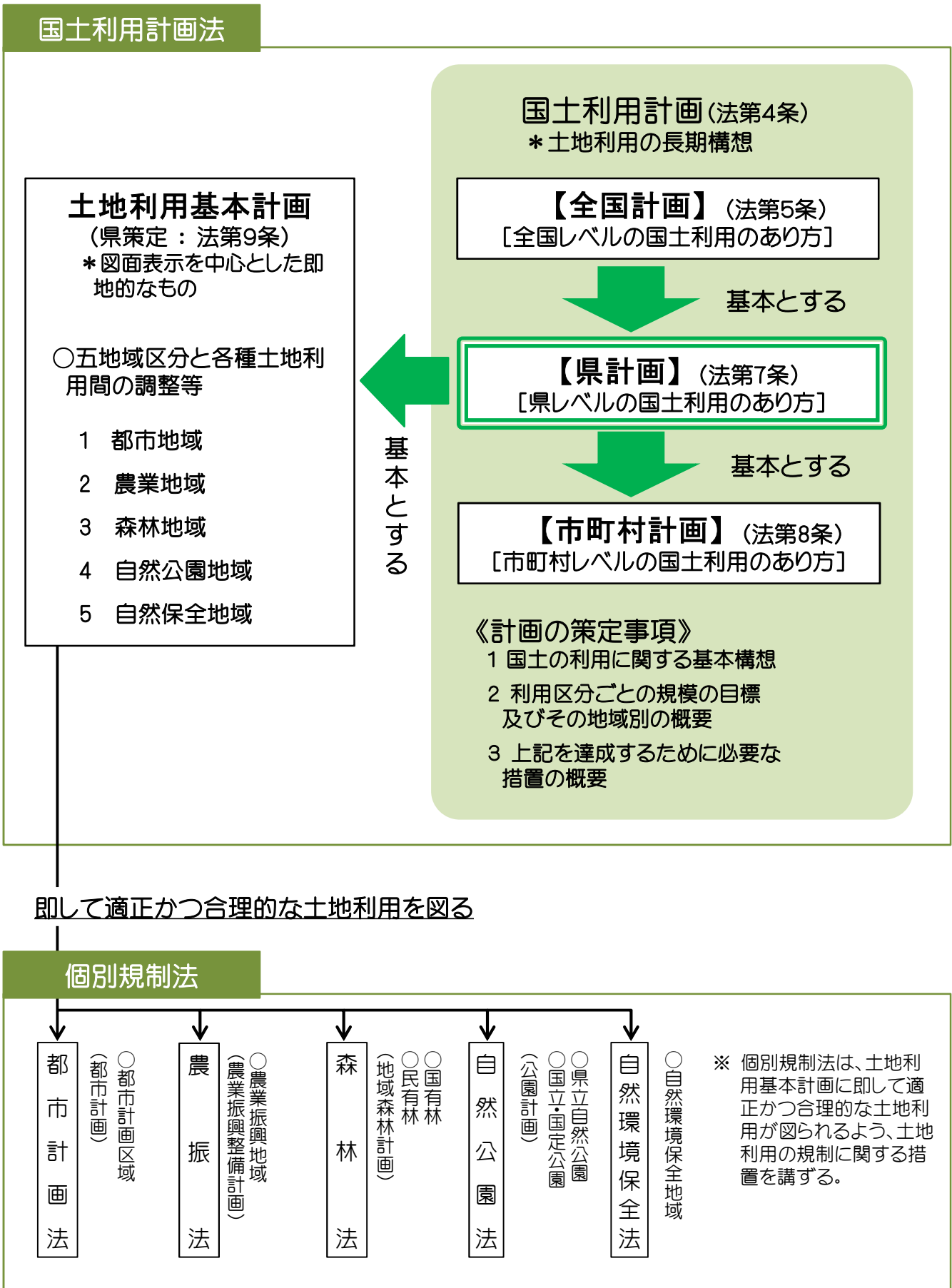
巨大災害の切迫等の国土利用上の課題に対応するため、平成27年8月に第5次全国計画が策定され、新たな国土の利用・管理のあり方等について基本方針が示された。

全国計画を基本とする県計画についても、平成29年に改定時期を迎えることから、第5次県計画の策定を行うものである。

### 《参考》全国計画と県計画の策定状況

	全国計画 策定年月日 (基準年次・目標年次)	沖縄県計画 策定年月日 (基準年次・目標年次)
第1次	昭和51年5月18日 [閣議決定] (昭和47年・昭和60年)	昭和53年11月 [決定] (昭和51年・昭和60年)
第2次	昭和60年12月17日 [閣議決定] (昭和57年・昭和70年<平成7年>)	昭和63年1月13日 [決定] (昭和60年・昭和70年<平成7年>)
第3次	平成8年2月23日 [閣議決定] (平成4年・平成17年)	平成8年12月27日 [決定] (平成4年・平成17年)
第4次	平成20年7月4日 [閣議決定] (平成16年・平成29年)	平成21年3月31日 [決定] (平成16年・平成29年)
第5次	平成27年8月14日 [閣議決定] (平成24年・平成37年)	平成30年2月28日 [決定] (平成27年・平成39年)

○国土利用計画法の体系図(国土利用計画、土地利用基本計画、個別規制法)



## 第1章 県土の利用に関する基本構想

### ○県土利用をめぐる基本的条件の変化

#### 1. 社会状況の変化

- ・平成37年までは人口が増加となる数少ない都道府県
- ・県全体の人口は増加傾向にあるものの、既に減少傾向にある市町村がある等、人口の地域的な偏在が進展
- ・外国人観光客の著しい増加等、観光産業の好調な推移に伴う受入体制の早急な整備の必要性
- ・既存の宅地における空き家、空き店舗の増加

#### 2. 自然環境の保全・再生・活用

- ・自然環境や美しい景観等の悪化
- ・自然が持つ多様な機能を評価し、その保全と活用の重要性の増大
- ・自然環境と産業の共存

#### 3. 災害に対して脆弱な県土

- ・島しょ県であると同時に台風の常襲地域でもあり、自然災害を被りやすい地域
- ・東日本大震災をはじめとする相次ぐ自然災害（広島土砂災害、熊本地震、鳥取県中部地震等）の経験による安全・安心に対する県民意識の高まり

#### 4. 米軍施設・区域の返還をめぐる状況

- ・SACO最終報告（平成8年12月）における普天間飛行場を含む11の米軍施設・区域約5,002haの返還合意
- ・北部訓練場約4,010haの返還（平成28年12月）



## 第1章 県土の利用に関する基本構想

### ○県土利用の基本方針

#### 1. 適切な県土管理を実現する県土利用(県土管理)

- ・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約
- ・優良農地の確保
- ・森林の保全(水源の涵養機能の維持)
- ・生態系の維持及び陸域・水辺環境の保全

#### 2. 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用(自然共生)

- ・グリーンインフラ(屋上緑化、多自然川づくり等)の取組の推進
- ・生態系の維持及び水辺環境の保全

#### 3. 安全・安心を実現する県土利用(防災・減災)

- ・ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策の推進
- ・公共施設の立地を通じ居住を安全な地域に誘導
- ・経済社会上重要な諸機能の適正配置やバックアップ

#### 4. 駐留軍用地跡地利用の推進(跡地利用)

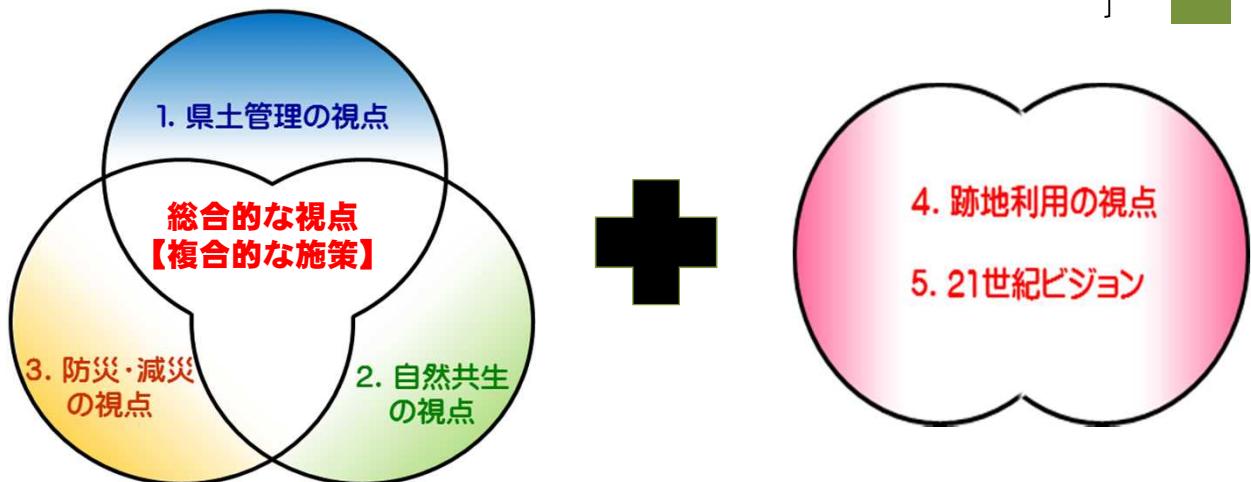
- ・総合的かつ計画的な土地利用
- ・新たな経済活動の拠点形成

#### 5. 沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用

- ・地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの構築
- ・自立型経済の構築に向けた取組の推進

第5次全国計画を基本

沖縄県独自の方針



### ○効果的な計画推進のための方策

(上記で示した五つの基本方針に基づく県土利用を実現するための県土管理の方策)

1. 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用  
(「防災・減災」と「地域振興」を両立するまちづくり等)

2. 多様な主体による県土の県民的経営  
(地域主体とした県民参加による県土管理の推進等)

## 第1章 県土の利用に関する基本構想

### ○地域類型別の県土利用の基本方向

#### 1. 都市

- ・ 必要な都市機能の確保を行いつつ、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用・更新することにより、既成市街地の質の向上を図る
- ・ コンパクトな都市構造の形成を図り、高齢者をはじめ誰もが歩いて暮らせる集約型のまちづくりを推進
- ・ 既成市街地における再開発や建物等の複合化による土地の高度利用を推進
- ・ 低・未利用地や空き家のコミュニティ施設、福祉施設等としての有効利用を推進
- ・ 集約化した都市間のネットワークを充実させ、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進
- ・ 諸機能の分散配置やバックアップ体制の整備、ライフラインの多重性・代替性の確保
- ・ 地下水も含めた健全な水循環の維持又は回復、資源・エネルギー利用の効率化等による環境への負荷の小さい都市形成を図る

#### 2. 農山漁村

- ・ 農林水産業の持続的発展の基盤となる農山漁村における集落や地域コミュニティの維持
- ・ 多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業に適合した諸産業の導入
- ・ 生活基盤と生産基盤の計画的かつ一体的な整備、既存施設の改修、地すべり対策等の安全・安心を確保する防災・減災対策の推進
- ・ 都市や周辺集落と公共交通などのネットワークでつないだ”コンパクト＋ネットワーク”による対流を促進し、相互の機能の維持・強化を図る
- ・ 農林水産業の体験型観光や魅力ある特産品開発など6次産業化への取組の強化
- ・ 健全な水循環の維持又は回復、農地の良好な管理や担い手への集積・集約、森林資源の循環利用や適切な整備及び保全を図る
- ・ 所有者だけでなく地域住民をはじめとする多様な主体による直接的・間接的な農林水産業への参画を促進

#### 3. 自然維持地域

- ・ 自然環境が貴重な財産であるとの認識を再確認し、世界に誇る豊かな自然環境を多様な主体の参画により、劣化されることなく次世代へ引き継ぐ取組を推進
- ・ 陸域及び水辺環境の保全及び野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保
- ・ 自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築くため、その適正な利用を進めるとともに、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生を図る
- ・ 特定外来生物等の侵入や野生鳥獣被害などの防止
- ・ 自然の特性を踏まえた体験学習等による都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じ、生物多様性に関する取組を推進

## 第1章 県土の利用に関する基本構想

### ○利用区分別の県土利用の基本方向

#### 1. 農地

- ・生産性の高い亜熱帯農業の確立のための優良農地の確保と整備
- ・農地中間管理機構の活用や農業生産基盤の整備による担い手への農地の集積化 等

#### 2. 森林

- ・森林の持つ多面的機能の維持増進を図るため、自然環境に配慮した適切な整備・保全活動を推進
- ・環境に配慮した持続可能な林業生産活動の推進 等

#### 3. 原野等

- ・貴重な自然環境を形成している湿原等は、生態系や景観の維持の観点から保全
- ・その他の原野(採草放牧地含む)は地域の自然環境形成機能に配慮しつつ適正利用 等

#### 4. 水面・河川・水路

- ・河川や農業用排水路の整備等に必要な用地の確保
- ・既存施設の適切な維持管理・更新 等

#### 5. 道路

- ・高規格幹線道路を主軸とする交通ネットワークの整備、都市モノレールやバス等の公共交通機関との連携を踏まえた体系的な道路整備
- ・農林業の生産性向上のための農道及び林道の整備と必要な用地の確保
- ・整備にあたっては道路の安全性、快適性、防災機能の向上、環境保全に十分配慮
- ・既存施設の適切な維持管理・更新 等

#### 6. 宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)

- ・人口や高齢化等の動向に対応した秩序ある市街地形成や、地域特性に応じた生活関連施設の計画的な整備 等
- ・土地利用の高度化や低・未利用地及び既存住宅ストックの有効利用など安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保 等
- ・大型MICE施設を含めた産業・物流インフラ整備状況の動向等を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ必要な用地の確保 等

#### 7. その他

- ・公用・公共用施設は、県民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、防災上の必要性や環境保全に配慮して必要な用地を確保
- ・低・未利用地は、居住用地や事業用地等としての再利用や防災用地、自然再生のためのオープンスペースとして活用
- ・耕作放棄地は、農地として再生を図るとともに、再生困難なものは地域の状況に応じて森林等への誘導による有効利用を促進 等

## 第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### ○県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	第5次県計画				(参考)第5次全国計画			
	平成27年 (基準年次) [A]	平成39年 (目標年次) [B]	増減 [C]=B-A	増減率 [D]=C/A×100	平成24年 (基準年次) [a]	平成37年 (目標年次) [b]	増減 [c]=b-a	増減率 [d]=c/a×100
1. 農地	38,600	37,335	△ 1,265	△ 3.3	455	440	△ 15	△ 3.3
2. 森林	106,727	106,940	213	0.2	2,506	2,510	4	0.2
3. 原野等	6,466	6,466	0	0.0	34	34	0	0.0
4. 水面等	3,347	3,370	23	0.7	134	135	1	0.7
5. 道路	11,511	11,922	411	3.6	137	142	5	3.6
6. 宅地	15,820	16,834	1,014	6.4	190	190	0	0.0
(住宅地)	(10,495)	(10,819)	(324)	3.1	(116)	(116)	(0.0)	0.0
(工業用地)	(569)	(704)	(135)	23.7	(15)	(15)	(0.0)	0.0
(その他の宅地)	(4,756)	(5,311)	(555)	11.7	(59)	(59)	(0.0)	0.0
7. その他	45,642	45,244	△ 398	△ 0.9	324	329	5	1.5
合計	228,112	228,112	-	-	3,780	3,780	-	-

※「規模の目標」とは、現況と変化についての調査に基づいた土地面積の予測及び土地利用の実態との調整により設定されるもので、策定年次での実態等を踏まえた「推計値」である。

#### 《第5次県計画の見込み》

- ・ 宅地以外は、概ね第5次全国計画の増減率とほぼ同様になるものと考えられる。
- ・ 全国計画では、人口減少や開発圧力の低下により宅地は増減なしとされているが、沖縄県においては、人口が当面増加傾向にあることから、住宅地はやや増え続けるものと考えられる。また、今後、大型MICE施設及び関連施設の整備が予定されていることから、工業用地やその他の宅地(事務所店舗用地等)についても増えると思われる。

### ○地域別の概要

地域の区分は、自然的、経済的及び社会的条件を勘案し、沖縄21世紀ビジョン基本計画の圏域区分に即して、次の5区分とする。

地域区分 (市町村数)	構成市町村
北部地域 (12)	国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 名護市 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
中部地域 (9)	うるま市 沖縄市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市 西原町
南部地域 (15)	浦添市 那覇市 豊見城市 糸満市 八重瀬町 南城市 与那原町 南風原町 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村
宮古地域 (2)	宮古島市 多良間村
八重山地域 (3)	石垣市 竹富町 与那国町



## 第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

### ○必要な措置の概要

以下に掲げる措置は、行政機関や地域住民、民間企業、NPOなどの多様な主体の参画及び各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるもの。

#### 1. 公共の福祉の優先

#### 2. 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・ 国土利用計画等の調整を通じた適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理 等

#### 3. 県土の保全と安全性の確保

- ・ ハザードマップの作成や防災教育の実施
- ・ 基幹的交通や電力供給ネットワーク等の多重性・代替性の確保 等

#### 4. 持続可能な県土の管理

- ・ 高齢者等の移動手段が確保されたまちづくり
- ・ 農地所有者の農地中間管理機構等へアプローチしやすい環境づくり
- ・ 長期的視点にたった各ダムの長寿命化計画の策定 等

#### 5. 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・ 自然環境を保護する地域の適正な配置・管理
- ・ 侵略的外来種の定着、拡大防止
- ・ 多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入体制の整備
- ・ 環境影響評価の推進及び小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定 等

#### 6. 土地の有効利用の促進

- ・ 相続未登記農地の発生防止
- ・ 防災・減災に資する遊水池を活用した環境教育の実施
- ・ 公共・公益施設の共同溝への収容
- ・ 空き家バンク等の活用及び住宅の長寿命化
- ・ 建物状況調査（インスペクション）の周知・普及 等

#### 7. 土地利用転換の適正化

- ・ 自然的土地利用からの転換を抑制
- ・ 不要・不急な農地転用の抑制
- ・ 森林法制度の地域住民への周知徹底
- ・ 大規模な土地利用の転換の際の周辺地域も含めた事前調査の実施 等

#### 8. 県土に関する調査の推進

- ・ 法人土地・建物基本調査や自然環境保全基礎調査等の推進
- ・ 地籍調査の計画的な実施 等

#### 9. 県土の県民的経営の推進

- ・ 多様な主体による河川・池沼環境や農地の保全活動
- ・ 地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付 等

#### 10. 計画の効果的な推進

- ・ 市町村国土利用計画の改定の促進
- ・ 沖縄県土地利用対策委員会の活用による部局横断的な進捗管理の実施 等